

○内閣府告示第二百一十一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第八項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和五年内閣府告示第九十九号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を令和五年十月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

- 一 区域計画の作成主体 東京圏国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 東京圏 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業 国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦

略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業、国家戦略特区支援利子補給金の支給事業、臨床試験専用病床整備事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域小規模保育事業、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業、特産酒類の製造事業、国家戦略特別区域障害者雇用創出事業、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業、国家戦略特別区域工場等新增設促進事業及び国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業

○内閣府告示第百二十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第八項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和五年内閣府告示第百号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を令和五年十月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

- 一 区域計画の作成主体 福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 福岡市・北九州市 グローバル創業・雇用創出特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業 国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事

業、高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置、都市公園占用保育所等施設設置事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、特産酒類の製造事業、航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認関連事業、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業、国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業及び国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業

○内閣府告示第二百二十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第八項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和五年内閣府告示第七十号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を令和五年十月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

- 一 区域計画の作成主体 つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

○内閣府告示第二百二十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第八項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和五年内閣府告示第七十一号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を令和五年十月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

- 一 区域計画の作成主体 加賀市・茅野市・吉備中央町革新的事業連携型国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 加賀市・茅野市・吉備中央町 デジタル田園健康特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業